

旭川市いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会（第1回）

会議の概要	
日 時	令和5年11月20日（月）午後6時00分から午後7時40分まで
場 所	旭川市子ども総合相談センター 2階 研修室1・2
出席者（参加者）	7名 上田信津子，小野敦司，工藤亘，高瀬淳也，高橋陽一，長登仁泰，福永経 （敬称略）
出席者（職員）	（教育委員会） 野崎教育長 （学校教育部） 品田部長，眞田次長，末木次長，角地副主幹，近田主査， 樋口主査 （旭川市いじめ防止対策推進部） 坂本部長，鎌田課長
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	（市民等1人，報道3人）

会議録

1 開 会

2 挨拶

3 参加者の紹介

4 進行役の互選

参加者の互選により，高瀬氏を進行役に選任

5 議事

(1) 議題1「懇話会の運営等について」

(進行役)

・議題1について，事務局から説明いただきたい。

※事務局から，資料2～6に基づき，「旭川市いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会開催要綱等」について説明

(進行役)

・御意見，御質問等をいただきたい。

(参加者)

・意見，質問なし。

(進行役)

・懇話会の運営等について，案のとおりとする。

(2) 議題2「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」

(進行役)

- ・議題2について、事務局から説明をいただきたい。

※事務局から、資料7～9に基づき、「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」構成（案）」について説明

(進行役)

- ・御意見、御質問等をいただきたい。

(事務局)

- ・皆様から御意見をいただく前に、本日欠席の参加者から御意見をいただいているので、御紹介する。
- ・基本的に基本方針の構成案については賛成である。また、学校が実施するいじめの防止等の取組については、学校の先生だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、ボランティアなども募り、学校や教室を密室にしないことが重要である。第3章-2-(1)-オの「いじめの防止等のための調査研究」の中に「学校の認知の状況や、未然防止および解決に向けた取組状況についての検証に基づく適切な指導助言の実施」が、重要であり、いじめの防止に取り組む民間企業との連携が重要ではないか。インターネットなどで誤った情報などによる関係児童生徒、又は、学校・教育委員会・教育関係者への誹謗中傷が見られるため、市や報道機関が、しっかりと対処していただきたい。

(進行役)

- ・それでは皆様からの意見を伺いたい。

(参加者)

- ・「旭川モデル」が、「寝屋川モデル」のように見える。「旭川モデル」と言うのならば、先進的な取組を行うことからモデルが始まるのではないかと考える。具体的に「これが旭川モデルだ」というものを市民に分かりやすく伝えていただきたい。
- ・いじめ防止対策推進課のホームページを充実させていただきたい。

(進行役)

- ・情報発信のところだと思う。これだけ情報がたくさん出ているが、それをいかに市民に伝えるのかというところである。

(事務局)

- ・「旭川モデル」が大阪府寝屋川市「寝屋川モデル」と似ているとの御指摘があった。旭川モデル独自の取組としては、いじめ防止対策推進部に、教育委員会の職員を併任させ、いじめの初期段階から解決まで一体的に対応していくところが寝屋川モデルとの大きな違いである。双方で同じ情報を持つことによって、相談者や学校に対し迅速な初動対応が可能となる。その後、解消に至るまでも一体的な対応をすることで、いじめの早期解決、重大化の防止を図っていく。これが旭川モデルの独自の取組である。しっかりとした「旭川モデル」を確立していきたいと考えている。
- ・ホームページ等の情報発信について、情報発信をより分かりやすくする取組を考えていきたい。

(参加者)

- ・「旭川モデル」として市の教育委員会の職員が一緒に入っているということだが、組織としては別になるのか。

(事務局)

- ・本年4月から市長部局にいじめ防止対策推進部を設置している。また、市教育委員会の学校教育部に

は「学校教育部主幹付」として、いじめ対策を専門的に担当する組織を立ち上げており、この職員を市長部局のいじめ防止対策推進部に併任させ、いじめ問題に一体的に取り組んでいる。

(参加者)

- ・市内中学校のホームページで公表されていたアンケートで「誰にも相談したくない」という児童生徒が8%いた。その8%は、学校や教育委員会には不信感があるなどが考えられるが、市長部局のいじめ防止対策推進部が完全に第三者であるというアピールをすることにより、安心した相談に繋がると考える。

(事務局)

- ・今年度の取組として、手紙相談について年3回、市内小中学校の全児童生徒にチラシを配布する予定であり、2回が終了している。それに加え、2学期からは市立学校の小学校5年生から中学校3年生までを対象としたチャット相談を整備している。実名だと相談しにくいこともあると思われるため、これに関しては児童生徒が匿名で相談できるものとしている。8月下旬から10月末までで約150件の相談が児童生徒から寄せられており、いじめに関する相談も40件ほどである。

(進行役)

- ・子どもたちに情報が伝わるのは時間がかかると思うが、必要なときにいろいろな手段があるということは重要であるため、今後も是非取組を進めていただければと思う。他に御意見をいただきたい。

(参加者)

- ・基本方針の向こう側にいじめに苦しんでいる子どもがいて、そのことをどう受け止めるかが重要である。過去にいじめ研修を受けた際「いじめは権力による支配である」とはっきり習った。子どもたちは、親や教員の権力的な言動を見て学習し、異質なものを、目立つものを、言いなりになりそうなものを標的に選んで、権力的支配をする。そのため、「いじめ」と「支配」はセットであり、支配構造を崩せばいいということになる。人間関係の中でからかったり、いじわるしたりは起こる。起こったときに、例えば「この子たちは6人のグループの中でそういう行動を作っているのだな」と分かると、その6人の構造を一旦取って他の場所に移すとか、枠を解体していく作業ができる。そのため、先生方が研修されるときは、「先生方が具体的にどう動けばいいか」が分かる研修をしていただきたい。
- ・連携がすごく大事で、警察や心理士などの専門の方々に加わるという基本方針になっていることは素晴らしい。いじめが起こったときだけ来ても、子どもも保護者も普段から顔も会わせてない人に、いきなり深刻な相談をするのは非常に難しいため、心理士の方などがどのように心の健康を保ったらいかなどについて、定期的に出前授業のような形で実施いただければと思っている。定期的に普段から連携して顔の見える関係性を持ち有効に活用できるような、顔と名前が分かる取組をお願いしたい。
- ・保護者としても学びの場が欲しいなと普段感じている。もし学びの場ではなくても、問題を共有できる場や相談できる場は必要で、いじめという深刻な問題になる前のちょっとした言葉の掛け合いの難しさなどを相談できる、保護者に対するケアができれば良いと思う。

(進行役)

- ・先生方の研修内容、子どもたちが相談しやすいような関係性づくり、保護者の学びの場についての発言であった。

(事務局)

- ・基本方針だけではなく、実際の取組としてどう反映していくか、今後検討を続けていきたい。

(参加者)

- ・重大事態の反省と再発防止の取組，道や国の関係方針等の改正を受けての今回の市の基本方針改定案ということで読ませていただいた。基本的には肯定できる。
- ・いじめの早期発見の手段，具体的に言うと第3章の2「市が実施するいじめ防止等の取組」の(2)に「いじめの早期発見」とあり，様々な方法を使って見逃しゼロでいじめを捉えていくと書かれてある。その部分については肯定できるが，いじめの定義がものすごく広い。一定の人間関係，心理的または物理的影響，心身の苦痛，3つの要件に当てはまれば全ていじめとなる。例えばサッカーゲームをしており，ゲームに負けてショックを受けた。これも苦痛を感じていけばいじめとなる。いじめを認知することよりも，苦痛を見逃さずきちんと対応することが一番大事だと思う。事案を捉えたらすぐにその子に寄り添いなさいということなのだと言っている。認知を見逃さないということも大事なことであるが，一番大事なのは苦痛を見逃さず，早くその子に寄り添って解決してやることだと思う。

(進行役)

- ・いじめを見逃さない早期対応というところが大事だというお話をいただいた。

(事務局)

- ・実際の早期発見の取組に関わっては，学校ではいじめ見逃しゼロに向けしっかり対応しているものと認識している。現段階で前年同月比約4.4倍の認知件数になっている。これはまさに学校がいじめの疑いの段階からしっかりと把握し，積極的に認知して対応している証であると考えており，教育委員会といじめ防止対策推進部が学校と一体となって事案に対応してまいりたい。

(参加者)

- ・教育委員会から取組が多岐にわたり示され，また，教育委員会への提出書類も多いため，教職員の時間が取られてしまっている。有効なものを残しながら，より実効性のあるものにしていただけるとありがたい。
- ・先ほど，人員が必要になってくることや，工夫のみでは学校現場が壊れてしまうという意見が出たことを心強く思っている。人員はすぐ配置されるわけではないと思うが，職員が多くなれば大変ありがたい。
- ・いじめに関わり，未然防止，早期発見，早期対応と3本柱があると思うが，やはり未然防止が一番大事と考えている。改定案の3ページの2「市が実施するいじめ防止等の取組」の(1)-イの3つめに「望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の充実」とある。学校としては，この望ましい人間関係を構築し，コミュニケーション能力の育成を図る取組が大事と考えている。可能であれば，「3 学校が実施するいじめの防止等の取組」のいじめ防止の中にも，望ましい人間関係やコミュニケーション能力の育成を図る取組について明記していただければ，学校としてもこの部分を引き続き重要視しながら学校経営を進めてまいりたいと考えている。

(進行役)

- ・私も説明を聞いて，人の数がある程度いないとうまくいかないだろうと感じた。「人を増やしたらいいかと言われるとそうではない」という方もいるが，まずはマンパワーがないと進まないのだから，そのあたりは検討事項ではないかと考えている。

(事務局)

- ・整理すべきところは整理し，人員についても検討すべきところを検討していかなければならないと考えている。

- ・未然防止の取組が重要という点については、教育委員会も同じ考えである。好事例等を示しし、各学校の取組が充実するようにしてまいりたい。

(参加者)

- ・PTA 連合会主催の旭川市と市教委の教育懇談会の際、いじめに関わる回答をいただいたが「我々は変わるんだ」という強い意思がビシビシ伝わってきた。昨年と今年の大きな差だなと感じた。子どもを預けている親としては安心した次第である。
- ・いじめが起きて重大案件になった場合は初動が最も重要だと思う。例えば第 1 発見者にも権限を付与し、校長先生にショートカットしてすぐ報告できるような体制が現段階でないのであれば、そのように整えた方がいいのではと感じている。
- ・防止、対応、解決という流れについて、防止は道徳教育や人権教育、決まりを守る意識を児童生徒に教えていくことだと思う。一方、対応と解決はどちらかと言うと生徒指導の領域に関わることだと思う。資料を拝見すると、防止も対応も解決も同じような領域で組織化されているように思う。これを防止班と対応解決班に分け、道徳教育や人権教育に特化したグループと、その対応解決で生徒指導に特化したグループとするなど、組織的に分けて児童生徒に対応していくことが望ましいのではないかと思う。
- ・今、子どもの数が全国的に減っているにもかかわらず、いじめ認知件数や不登校の児童生徒が増えてきている。小さなことも見逃さないことで認知件数が多くなっているというのは保護者からすると嬉しいことであるが、解決している数も同等に増えてくることを親としては願っている。先生が子どもの苦痛を見逃さないために、仕事が過多で余裕がないということがないよう、先生方に負担をかけないような PTA の組織作りも大切だと考えている。

(進行役)

- ・いじめの初動の大切さということを改めてお話いただいたとともに、PTA のあり方、いじめに対して P T A はどうあるべきかという視点で、学校の負担を減らすことがいじめ防止に一つ繋がっているのではという御意見であった。

(事務局)

- ・未然防止と早期対応がどちらも重要であり、学校では「学校いじめ対策組織」の中で組織的に行っているところである。
- ・教職員の働き方改革まで配慮の言葉をいただき、ありがたい。学校、教育委員会も働き方改革を進めているが、保護者からもそういった支援をいただけることは大変心強い。

(参加者)

- ・いじめの対応に関しては、私の認識の範囲内では学校と警察は上手く回っていると感じている。
- ・学校からは、一般的ないじめのほか、犯罪が伏在している可能性がある案件まで相談をいただいている。画像流出のような、直接いじめと言えるか分からないものについても本当に早く、学校にどれだけ人が居るのかというぐらいの初動対応をしていただいている。
- ・「警察との連携」が明記されたというところだが、改定された北海道のいじめ防止基本方針を踏まえて記載したことについて理解した。

(進行役)

- ・学校と警察との連携についてお話しいただいた。

(事務局)

- ・令和 5 年 2 月 7 日付けで文部科学省が、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案については、

直ちに警察に相談・通報することなど、連携した対応の徹底について通知しており、日常から学校、教育委員会と警察の関係性を構築しながら対応していくことが大切であると考えている。本基本方針にも明確に位置付け、これまで以上に警察との連携を深めさせていただきたいと考えている。

(進行役)

- ・ いじめは学校だけでは解決できないということは今や当たり前だが、具体的にどうするかということが問われている。参加者の皆さんから多くの御意見をいただき感謝申し上げます。

(3) 議題3「その他」

(進行役)

- ・ 議題3「その他」について、事務局から説明をいただきたい。

(事務局)

- ・ 第2回の懇話会は、1月から2月上旬を予定している。開催案内は後日郵送する。

(進行役)

- ・ 只今の説明について質問等はないか。

(参加者)

- ・ なし

6 閉会